

【入札心得】

1 入札書について

- (1) 規格 A4版とする。
- (2) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。

2 無効となる入札

- (1) 事前公表した予定価格を上回る入札
- (2) 入札参加資格のない者の行った入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した箇所のあるもの、氏名の横に押印のないもの、または入札金額・氏名その他入札要件の記載が確認できないもの
- (4) 同一事項に対し2通以上の入札をしたもの
- (5) 入札者が他者の代理人として行った入札、または代理人が2者以上の代理として行った入札
- (6) 連合その他不正行為による入札
- (7) その他江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (8) 本件入札に係る告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (9) 入札参加の申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

3 入札の辞退

入札に参加できない場合は、入札書到達期日までに「入札辞退届」（江別市ホームページよりダウンロードできます。）を提出することにより辞退できます。辞退することにより以後不利益な取扱を受けることはありません。

4 不正行為に対する措置

- (1) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書及び積算の内訳書の提出並びに公正取引委員会への通報
- (2) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札執行の延期又は取り止め
- (3) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の解除

5 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者の作成する契約書により、契約を締結しなければなりません。

6 契約保証金

落札者は本契約の締結に際し、江別市契約に関する規則第28条の規定に基づき、当該工事

に係る契約金額の10/100以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除します。

- (1) 保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との間に、本市を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき。
- (3) 金融機関等又は保証事業会社と、本市を被契約者とする保証契約を締結し、その保証書を提出したとき。

7 分別解体等の実施の義務付け

入札公告又は特記仕様書に建設リサイクル法の対象建設工事である旨の記載がある場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物及び搬出数量等を参考に、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行ってください。

8 低入札に対する措置

低入札調査基準価格を設定した場合は、次のいずれかに該当すると認められるときは、調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者としません。

- (1) 失格基準に抵触したとき。
- (2) 当該入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされない恐れのあるとき。
- (3) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められるとき。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

前項により、最低価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、当該者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、前項と同様の手続を行います。

10 その他

- (1) 入札時は名札を着用してください。
- (2) 江別市契約に関する規則、その他関係法令の規定を遵守してください。
- (3) 積算内訳書は必ず持参し、執行者が提出を求めたときは、直ちに提出してください。